

身体拘束等の適正化のための指針

第1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

- 1 特定非営利活動法人ブルーステージ（以下、「事業者」という）は、利用者に生き甲斐と安心、安全を提供するという使命感を常に自覚します。
- 2 事業者は、身体拘束防止に関し、次の方針を定め、全ての従業員に周知徹底します。
 - ① 身体拘束は廃止すべきものである。
 - ② 身体拘束廃止に向けて常に努力します。
 - ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行ないません。
 - ④ 身体拘束を許容する考え方はしません。
 - ⑤ 全員の強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジします。
 - ⑥ 身体拘束を行なわないための創意工夫を忘れません。
 - ⑦ 利用者の人権を最優先にします。
 - ⑧ 福祉サービスの提供に誇りと自信を持ちます。
 - ⑨ 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じます。
 - ⑩ やむを得ない場合、利用者・家族に丁寧に説明を行なって、身体拘束を行ないます。
 - ⑪ 身体拘束を行なった場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指します。

第2 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

- 1 事業者は、身体拘束を適正化することを目的として、身体拘束適正化検討委員会（以下、「委員会」という）を設置します。
- 2 委員会は1年に1回は開催し、次のことを検討・協議します。

(なお、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いため虐待防止委員会と一体的に設置・運営することとする。)

- ①就業規則及び虐待防止委員会の虐待に関する規定、身体拘束等の排除マニュアル等を確認し、必要に応じて見直す。
- ②発生した身体拘束について、身体拘束等の排除マニュアルに沿って適切な手続き・方法で行われているかを確認する。
- ③虐待または身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調整し、検討及び対策を講じる。
- ④事業者の年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の実施状況を確認する。
- ⑤日常的ケアをモニタリングし、利用者の人権を尊重した適切なケアが行なわれているかを確認する。

3 委員会は、管理者、就労支援員等で構成します。

第3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

- 1 事業者は、年間研修計画に沿って「コンプライアンス研修」「人権及び虐待・身体拘束防止研修」等の研修を必ず実施します。
 - ① 新規採用時には、入社時研修において実施します。
 - ② 現任者には、年1回以上実施します。
 - ③ 管理者が必要と認めた場合には随時実施します。

第4 事業所内で発生した身体拘束等の報告・対応等に関する基本方針

- 1 サービスの提供にあたっては、利用者または他利用者や職員等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

【身体拘束の具体例】

- 柱等に手足を縛り付ける
- 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- 行動を制限するような衣類を着せる
- 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬等を過剰に服用させる
- 自分の意志で開けることのできない場所に隔離する

2 身体拘束は行なわないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとします。

(※緊急やむを得ない場合・・・支援の工夫のみでは十分に対応できないような一時的な事態)

なお、以下の3要件全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行なう判断は慎重に行ないます。

【やむを得ず身体拘束を行なう3要件】

1：切迫性	利用者本人または他の利用者や職員等の生命・身体・権利が危険に晒される可能性が著しく高いこと。 「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行なうことにより、利用者本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行なうことが必要となる程度まで危険に晒される可能性が高いことを確認する必要がある。
2：非代替性	身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する方法がないこと。 非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行なわずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。 また、拘束の方法についても最も制限の少ない方法を選択する必

	要がある。
3：一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。 一時性を判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる 最も短い拘束時間を想定する必要がある。

【手続き】

仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

①「緊急やむを得ない場合」に該当するかの判断は、委員会の合意のもとに行なう。委員会において議題として上げて協議するものとし、基本的に個人的判断で行わない。

②利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。

仮に、事前に身体拘束について事業所としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行なう時点で必ず個別に説明を行なう。

③緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること。

【身体拘束に関する記録】

① 緊急やむを得ず、身体拘束を行なう場合には以下のことを記録する

- ・ その態様及び時間
- ・ その際の利用者の心身の状況
- ・ 緊急やむを得なかった理由

② 緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、利用者及び家族等に報告し、記録する。

- ③ 各記録は、利用者が退所等でサービスが終了した日から5年間保管する。

第5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者は、いつでも本指針を閲覧することができます。

(※当施設HPにおいていつでも閲覧が可能な状態とします)

第6 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で、以下の点を十分に

話し合い、共有認識を持ち、拘束をなくしていくように取り組む必要がある。

- マンパワー不足を理由に安易に身体拘束をしていないか
- コミュニケーションが取れないということで安易に身体拘束をしていないか
- サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。他の施策・手段はないのか。(非代替性)

附則

この指針は、令和3年8月21日より施行する